

平成 21 年 11 月 25 日
保 健 福 祉 局 長 決 定

京都市小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小規模福祉施設の設置者が、スプリンクラー設備等の整備を行う事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義を以下の各項のとおり定める。

- 2 小規模福祉施設 本市域内に所在し、以下の各号に規定する施設をいう。
 - (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）（以下「法」という。）第 8 条第 1 9 項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う施設
 - (2) 法第 8 条の 2 第 1 4 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設
 - (3) 法第 8 条第 2 0 項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う施設
 - (4) 法第 8 条の 2 第 1 5 項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設
 - (5) 介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令 3 6 号）第 1 7 条の 1 2 に規定する看護小規模多機能型居宅介護を行う施設
- 3 スプリンクラー設備等 消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号）（以下「施行令」という。）に定められた以下の設備をいう。
 - (1) 施行令第 7 条第 2 項第 3 号に定めるスプリンクラー設備（以下「スプリンクラー設備」という。）
 - (2) 施行令第 7 条第 3 項第 1 号に定める自動火災報知設備（以下「自動火災報知設備」という。）
 - (3) 施行令第 7 条第 3 項第 3 号に定める消防機関へ通報する火災報知設備（以下「火災通報装置」という。）
- 4 交付金 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）及び地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律施行規則（平成 2 6 年厚生労働省令第 7 1 号）の規定に基づく地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助の対象とする事業（以下「事業」という。）は、交付金実施要綱の第 2 の 2 の

イに規定する既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費は、事業に要する工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に関する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）とする。

2 次の各号に掲げる経費については、補助の対象としないものとする。

- (1) 水道給水管の口径変更に伴う水道加入金に係る経費
- (2) その他スプリンクラー設備等の整備費として適当と認められない経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助基本額と前条に規定する補助対象経費を比較して、少ない方の額とする。

(1) スプリンクラー設備 小規模福祉施設の延床面積（複数の用途を併設する複合施設にあっては、第2条第2項に規定する施設の用に供する部分の延床面積に限る。）1平方メートル当たり9,260円を乗じて得た額を補助基本額とする。また、小規模福祉施設の延床面積が1,000平方メートル未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合は、その算出された額に2,320千円を加えた額を補助基本額とする。

(2) 自動火災報知設備 1施設当たり1,030千円を補助基本額とする。

(3) 火災通報装置 1施設当たり310千円を補助基本額とする。

2 前項で算出した補助金の額が交付金又は基金の交付決定額を上回る場合は、交付金又は基金の交付決定額を限度とする。

3 第1項で算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、事業の着手前に京都市小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 事業計画（第2号様式）
- (2) 建物の平面図及びスプリンクラー設備等の設置状況が分かる図面
- (3) スプリンクラー設備にあっては、前条の補助基本額の算定根拠となる延床面積が分かる資料
- (4) 工事費見積書（費目別内訳書を含む。）
- (5) 収支予算書

- (6) 所轄消防署からの指導関係書類（ただし小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）
- (7) 法人の定款又は寄付行為又は約款
- (8) その他参考となる書類

（標準処理期間）

第7条 市長は、条例第9条による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定を行い、文書により交付条件等を付して申請者に通知する。（第3号様式）

（補助金の交付）

第8条 補助金は、工事完了後に行われる所轄消防署の検査終了後に書類の審査及び必要に応じて行う現地調査の上、市長が適当と認めた場合に限り交付する。

2 適当と認めなかった場合においては、口頭により改善に向けた指導を行い、改善がなされた後に改めて書類の審査及び必要に応じて行う現地調査の上判断するものとする。

（届出）

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者が工事に着手したとき及び工事を完了したときは、遅滞なくその旨を市長に届けなければならない。

（交付の条件）

第10条 補助金の交付を受ける場合には、次の各号の条件が付されるものとする。

- (1) 整備する機械又は器具の内容に関しては、所轄消防署と事前協議を行い、指導に従うこと。
- (2) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- (3) 本事業により取得した機械及び器具については、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (4) 市長の承認を受けて財産を処分する場合は、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分承認基準」が定める財産処分納付金の額を直ちに返還すること。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を京都市に納付させることがある。

（事業完了の届出）

第11条 条例第18条の規定による実績報告は、事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い期日までに京都市小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金事業実績報告書（第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、行わなければならない。

- (1) 事業報告（第5号様式）
- (2) 工事契約金額報告書（第6号様式）

- (3) 建物の平面図及びスプリンクラー設備等の設置状況が分かる図面
- (4) スプリンクラー設備にあつては、前条の補助基本額の算定根拠となる延床面積が分かる資料
- (5) 設計監理委託契約書の写し
- (6) 工事請負契約書の写し
- (7) 収支決算書
- (8) 工事完了を確認するに足る各種検査済書の写し
- (9) 費目別内訳書
- (10) 写真
- (11) その他、参考となる書類

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 条例第19条の規定による交付決定は、報告が到達してから14日以内に行い、その旨を文書(第7号様式)により申請者に通知する。

(補則)

第13条 この要綱に規定するもののほか、スプリンクラー設備等の整備補助に関し必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行し、平成21年7月24日から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効の日以前に補助金の交付決定を受けた事業について、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、この要綱の失効の日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効の日以前に補助金の交付決定を受けた事業について、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、この要綱の失効の日以後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効の日以前に補助金の交付決定を受けた事業について、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、この要綱の失効の日以後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効の日以前に補助金の交付決定を受けた事業について、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、この要綱の失効の日以後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正前の京都市小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により行われた申請及び実績報告は、改正後の要綱の規定により行われた申請及び実績報告とみなす。
- 3 旧要綱の規定により行われた申請及び実績報告に係る決定通知その他の手続は、改正後の要綱の規定により行われたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

京都市小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金交付申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
法人の所在地	法人の名称及び代表者の氏名 電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、補助金の交付を申請します。	
名 称	
施 設 種 別	
所 在 地	
費 用 の 総 額	
交 付 申 請 額	
着工予定年月日	
完了予定年月日	

第2号様式（第6条関係）

事業計画

1 施設の概要

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 種別
- (4) 併設種別
- (5) 設置主体及び運営主体
- (6) 定員・ユニット数
- (7) 施設の構造 _____造_____階建て
- (8) 延床面積 全体面積 _____m², 補助対象種別延床面積 _____m²
- (9) 建物所有区分 自己所有・賃借
(建物所有者名 _____)
- (10) 開設年月 平成_____年_____月

2 事業概要

(1) スプリンクラー整備

対象経費支出予定額 _____円 (うち消費税 _____円)

財源内訳 補助予定額 _____円

自己資金 _____円

借入金 _____円

工事請負契約 (予定) 年月日 平成_____年_____月_____日

着工 (予定) 年月日 平成_____年_____月_____日

完了 (予定) 年月日 平成_____年_____月_____日

(2) 自動火災報知整備

対象経費支出予定額 _____円 (うち消費税 _____円)

財源内訳 補助予定額 _____円

自己資金 _____円

借入金 _____円

工事請負契約 (予定) 年月日 平成_____年_____月_____日

着工 (予定) 年月日 平成_____年_____月_____日

完了 (予定) 年月日 平成_____年_____月_____日

(3) 消防機関へ通報する火災報知設備

対象経費支出予定額 _____円 (うち消費税 _____円)

財源内訳 補助予定額 _____円

自己資金 _____円

借入金 _____円

工事請負契約 (予定) 年月日 平成_____年_____月_____日

着工 (予定) 年月日 平成_____年_____月_____日

完了 (予定) 年月日 平成_____年_____月_____日

3 その他参考事項

第 号
平成 年 月 日

京都市小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金交付通知書

様

京 都 市 長
(担当)

平成 年 月 日付けで申請がありました京都市小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金については、京都市補助金等の交付等に関する条例第12条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付の可否 交付 不交付（理由)
- 2 交付予定額 金 円
- 3 支払条件 事業完了時に支払います。
- 4 交付条件
 - (1) 整備する機械又は器具の内容に関しては、所轄消防署と事前協議を行い、指導に従うこと。
 - (2) 事業実施中に事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (5) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後8年間保管しておかなければならない。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- (7) 事業を行うために締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (8) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- (9) 本事業により取得した機械及び器具については、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (10) 市長の承認を受けて財産を処分する場合は、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分承認基準」が定める財産処分納付金の額を直ちに返還すること。
- (11) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を京都市に納付させることがある。

(共通)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式（第11条関係）

京都市小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金事業実績報告書

(あて先) 京都市長	年 月 日
法人の所在地	法人の名称及び代表者の氏名 電話 ー

京都市小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金事業について、下記のとおり事業を実施しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により報告します。	
名 称	
施 設 種 別	
所 在 地	
費 用 の 総 額	
交 付 決 定 額	
着 工 年 月 日	
完 了 年 月 日	

(注) 工事契約金額報告書（別紙1）を添付すること。

第5号様式（第11条関係）

事業報告

1 施設の概要

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 種別
- (4) 併設種別
- (5) 設置主体及び運営主体
- (6) 定員・ユニット数
- (7) 施設の構造 _____造_____階建て
- (8) 延床面積 全体面積 _____m², 補助対象種別延床面積 _____m²
- (9) 建物所有区分 自己所有・賃借
(建物所有者名 _____)
- (10) 開設年月 平成_____年_____月

2 事業概要

(1) スプリンクラー整備

対象経費支出予定額 _____円 (うち消費税 _____円)

財源内訳 補助予定額 _____円

自己資金 _____円

借入金 _____円

工事請負契約 (予定) 年月日 平成_____年_____月_____日

着工 (予定) 年月日 平成_____年_____月_____日

完了 (予定) 年月日 平成_____年_____月_____日

(2) 自動火災報知整備

対象経費支出予定額 _____円 (うち消費税 _____円)

財源内訳 補助予定額 _____円

自己資金 _____円

借入金 _____円

工事請負契約 (予定) 年月日 平成_____年_____月_____日

着工 (予定) 年月日 平成_____年_____月_____日

完了 (予定) 年月日 平成_____年_____月_____日

(3) 消防機関へ通報する火災報知設備

対象経費支出予定額 _____円 (うち消費税 _____円)

財源内訳 補助予定額 _____円

自己資金 _____円

借入金 _____円

工事請負契約 (予定) 年月日 平成_____年_____月_____日

着工 (予定) 年月日 平成_____年_____月_____日

完了 (予定) 年月日 平成_____年_____月_____日

3 その他参考事項

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）京都市長

法人名 印
代表者名

施工業者名 印
代表者名

設計監理業者名 印
代表者名

工 事 契 約 金 額 報 告 書

発注者（委託者） と請負者（受託者） は、
スプリンクラー設備等工事に係る工事請負契約（設計監理業務委託契約）を次のとおり
締結し実行するとともに、補助金についてもこれに基づいて算定したことを報告します。

	契 約 年 月 日	金 額
工事請負契約	平成 年 月 日	金 円
変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円
変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円
設計監理業務委託契約	平成 年 月 日	金 円
変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円

第7号様式（第12条関係）

京都市小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金交付額確定通知書

様

京 都 市 長
(担当)

平成 年 月 日第 号で交付決定した京都市小規模福祉施設スプリンクラー設備等整備費補助金については、平成 年 月 日付けで提出された事業実績報告に基づき、交付額を 金 円に確定したので通知します。

(共通)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。